

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月27日

京都市会議長 卷野 渡

京都市会規則第1号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第125条を次のように改める。

(配布する会議録に掲載しない事項)

第125条 前条の規定により配布する会議録には、次に掲げる事項を掲載しない。

- (1) 秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言
- (2) 第123条第1項第5号に掲げる事項に記録されている個人情報(京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。)であって、掲載することにより個人の権利利益を著しく害するおそれがあると議長が特に認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市会会議規則第125条の規定は、平成17年第3回(定例会)京都市会会議録から適用する。

(市会事務局政務調査課)